

## 東村山市立図書館に指定管理者制度を導入することの可否について（意見）

平成 22 年 3 月 13 日  
東村山市立図書館協議会  
会長 鎌田 敏雄

はじめに

東村山市立図書館は 1974 年 5 月に開館しました。市民の図書館設置を求める請願採択（1970 年 12 月）、開設準備室を求める陳情採択（1972 年 3 月）を受け、図書館基本計画と運営・サービスの内容は、市長が委嘱した市民、専門家と行政による「図書館専門委員会」で論議されました。東村山市の図書館は、全国に先駆けた市民・行政・専門家の協働による図書館づくりが実を結んだものです。

東村山市議会は 1974 年 3 月、これも全国に先駆けて利用者の個人情報保護義務（第 6 条「図書館は資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。」）と地域図書館活動への援助（第 7 条「図書館は、東村山市内で地域図書館活動を行う者に対し、これを援助する。」）を盛り込んだ図書館設置条例を採択するとともに、市民・行政・専門家の協働を継続発展させるため、図書館協議会設置条例を採択しました。以来、図書館協議会は現在 5 館となった図書館とともに歩みながら、変化する社会に対応し市民に役立ち暮らしを豊かにする図書館の事業とあり方を論議・提言してきました。

この度、第 3 次東村山市行財政改革の中で、図書館に指定管理者制度を導入することを検討することとされました。図書館の館長業務を初めとする管理・運営を民間事業者に委任することは、館長を司書有資格者とし、司書等職員を職員定数条例に基づいて配置している図書館設置条例第 4 条の改廃に係わります。当協議会は 35 年にわたって図書館を担う専門職員を確保し育ててきた制度は、東村山市民の財産であり誇りであると考え、本意見書をまとめました。

### 1. 東村山市の図書館事業の特色

市立図書館の設置に結実した地域文庫や家庭文庫、PTA 読書活動などの市民の自発的活動は、35 年の間に多様化し活動をひろげるとともに、5 館になってそれぞれが個性のある質の高いサービスを提供している図書館と緊密に連携し、協働を深めてきています。この先進的スタイルは、東村山市の図書館事業を評価する上で特筆されるべきです。

東村山市には、くめがわ電車図書館、多摩湖町児童図書館こどものいえ、東村山市文庫・サークル連絡会、東村山朗読研究会、富士見図書館友の会、東村山布の絵本企画室、おはなしグループ「トックのかご」、東村山製本研究会、紙芝居サークル「原っぱ」、東村山学校図書館ボランティアの会、おはなし宅配便・ポポ、子どもと本をつなぐ会「東村山うちでのこづち」などの団体・サークルに多くの市民が参加し、読書に係わる多彩な活動を通しておとなと子ども、おとな同士、子ども同士の対話・交流・連携を創り、地域の文化と教育力を担っています（『人と本をむすぶ－東村山市立図書館開館 30 周年記念誌』2004.12 刊. 27－39 頁「図書館関連団体の紹介」をご参照ください）。

図書館が提供する施設と資料と職員の支援は、市民のこのボランティアな活動を支えています。

図書館は、75万冊の蔵書を蓄積し、共同閉架書庫設置、全館の夜間開館と月曜を除く祝祭日開館、ホームページでの蔵書公開・検索・予約・延長サービスなど、市民の知る自由と学習する権利を保障する基本的サービスを整備してきました。

これに加え、図書館は、①家庭での子どもの読書支援、②学校での読書活動支援、③保育園、幼稚園、子育て関連施設など地域での子どもの読書支援、④障がいを持つ人への朗読、宅配などのサービス、⑤地域資料に基づく東村山市の行政・文化・歴史情報へのアクセス支援、⑥地域小出版物の発掘と市民叢書の刊行、⑦課題解決型レファレンスの態勢整備、⑧人権擁護委員会、国立ハンセン病資料館との連携協力と人権学習支援などを展開してきました。図書館は「本のある館」としてだけでなく知を送り出すことで、「歴史と伝統を受け継ぎ生涯学びつづける文化の香り高いまちづくり」（東村山市民憲章）を支える、地域における生涯学習の拠点の役割が求められているからです。

これらの多様な事業を広げ質的充実を進めるうえで、市民の自発的な参画は重要です。そして市民の参画は、住民自治そのものであり、市民一人ひとりの自己実現を通して東村山市の社会を豊かにしていく道を拓くものであると言えます。

## 2. 図書館協議会と図書館

### ○「東村山市子ども読書活動推進計画」について

子どもの読書活動の推進に関する法律（2001年12月施行）に基づき、東村山市は2004年に、「子ども読書活動推進計画策定協議会」を設置しました。協議会委員は会長、副会長として参画し、4ヶ月間論議を重ね、教育委員会に計画策定に向けて提言しました。本に出会えない子どもたちの実情をふまえ、①たくさんの親子が本に触れる機会の創出、②学校での読書推進の充実、③子どもと本を結びつける仕組みづくり、を基本的な考え方とし、④市民との協働を発展し、全市的な子ども読書行政を、⑤市立図書館が核となって推進することを求め、推進計画がスタートしました。2006年5月には中央図書館が核となって進めた横断的かつ具体的な取組みが評価され、文部科学大臣賞を受賞しました。今年3月には、学校での読書推進など残った課題に重点を置く第2次推進計画が策定されます。

本と触れあう楽しさは、自分と向き合い、他者を知り、想像力と考える力を養うことにつながります。図書館はこの機会をすべての子どもに手渡す役割を担っています。

### ○ 図書館設置条例に館長の司書資格要件を残したこと

1999年、地方分権一括法により図書館法の国の建設補助金条項が削除されたため、図書館協議会は図書館設置条例の「館長の司書資格要件」の存廃を論議しました。自治体における図書館の役割と館長の専門性をどう捉えるかという基本から出発した論議は数回にわたりましたが、分権の時代だからこそ、サービスの劣化に道を開く規制緩和ではなく、図書館法の理念に基づく市独自の図書館設置条例が尊重されるべきという協議会の結論は、議会の理解も得られ、「館長有資格要件」を都内で唯一存続させることができました。論議の成果を担保するため、司書有資格者を確保し研修・育成する計画的な人事施策が望まれます。

### 3. 図書館への指定管理者制度の導入について

2003年6月に地方自治法が改正され、公の施設の管理運営を民間事業者に委ねる場合は指定管理者を当てることとされました。図書館業務は専門性が高く、価値中立性が求められ、継続的安定性と自治体間協力を要します。そのため、文部科学省は図書館長業務を指定管理者に代行させることには一貫して消極的で、2008年6月の図書館法改正案の国会審議で、文部科学大臣は「公立図書館への指定管理者制度の導入は長期的視野に立った運営が難しくなり、図書館になじまない、職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなる。」と答弁しました。この国会で両院は図書館への指定管理者制度導入には「弊害」があるとの附帯決議を全会派一致で可決しました。国のレベルでは、「はこもの」への指定管理者導入はともかく、専門職員によるサービスを主体とする図書館事業への導入意欲は冷めています。

2006年7月、東村山市文庫・サークル連絡会は、わが国で初めて指定管理者制度を導入した「山中湖情報創造館」を見学し、協議会委員も参加しその後意見交換を重ねました。

山中湖情報創造館は2004年に新設された山中湖村立図書館で、NPOが指定管理者になり、村から年間1,500万円の支出を受け、8人の人件費（館長は無償）を賄っていました。富士山を望む山中湖畔に立地し、利用者の半数は別荘の住人と観光客ですが、そこに暮らす村民にとってどうなのか、意見交換で懸念が出されました。

第一にサービスの継続性への懸念です。一指定管理者に任される期間は3年であり、事業者の選定や評価の方法・内容は不分明でした。指定管理者が変更された場合には、事業者間で図書館の運営主体としての専門性や技術、ノウハウが公開・伝授されることはありません。「子ども読書活動推進計画」で展開されたような横断的な所管連携、市民や商工会などのまちの社会資源との信頼関係に基づく連携や、学校図書館支援はじめ地域に打って出るサービスは、民間事業者への「代行」では十分に望めないと考えられます。指定管理者制度の「効果」という24時間開館や自動貸出機がサービスの真髄とはいえません。東村山市に引き当てて考えれば、30余年をかけて蓄積された職員の専門性と市民との協働を手放すことは禍根を残します。

第二は公正労働の不在（官製ワーキングプア）への懸念です。山中湖情報創造館の一般スタッフの手取りは200万円そこそこで、職員の入れ替わりが多数あるということでした。2009年5月、全会派一致で成立した公共サービス基本法は、地方公共団体に対して「安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努める」（第11条）ことを求めています。公正労働を確保することは公共サービスの質を維持向上する上で欠かせないという適正な認識です。

東村山市立図書館には、展望をもって継続して市民に対する責任を果たす専門職員が必要です。社会の格差を和らげ解消するうえで図書館が果たす役割は大きく、知る自由と学習する権利を保障する図書館は、公的責務に基づいて次世代に継承されるべきであります。

以上の検討により、指定管理者制度を導入することは東村山市立図書館においては、本質的にそぐわないものと考えます。

以上